

第99号議案

指定管理者の指定の件（神戸市立洞川教育キャンプ場）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

令和元年11月27日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 公の施設の名称

神戸市立洞川教育キャンプ場

2 指定管理者

神戸市中央区雲井通5丁目1番2号神戸市青少年会館内

特定非営利活動法人こうべユースネット

理事 辻 幸志

3 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

理 由

神戸市立洞川教育キャンプ場の指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。

(第 99 号議案)

指定管理者の指定の件について（神戸市立洞川教育キャンプ場）

1. 公の施設の名称

神戸市立洞川教育キャンプ場

2. 指定管理者

神戸市中央区雲井通 5 丁目 1 番 2 号神戸市青少年会館内

特定非営利活動法人こうべユースネット

理事 辻 幸志

3. 指定期間

令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

4. 債務負担行為

期間：令和元～6 年度 限度額：28,000 千円

5. 令和元年度予定額

4,800 千円

6. 選定までのスケジュール

提案書類受付期限 令和元年 9 月 2 日（月）

選定評価委員会 令和元年 9 月 17 日（火）

7. 選定理由

今回の洞川教育キャンプ場の指定管理者候補者の選定にあたっては、1 団体から応募があり、市民参画推進局指定管理者選定評価委員会で、提案内容について審査を行った。

応募団体の概要、施設の管理運営体制、利用者へ提供するサービス内容については、施設の設置目的である「自然環境の中での野外活動及び集団生活を通じて青少年の健全な育成を図るとともに、野外活動の指導者の育成を図る」という役割を果たすために、どのような方針、組織、人員配置等をもって当該施設を運営し、事業を企画・実施していくのかということについて提案をいただいた。

当該団体は、施設設置目的を十分に認識した上で、安全・安心・快適な空間づくりや、豊かな自然の中での体験を通じて生きる力や自然を愛する心を育む、といった管理運営コンセプトのもと、青少年の自己成長支援に取り組むという視点を踏まえた自主事業等の提案がなされていた。

収支計画については、実現可能性の高い計画であると判断された。

以上について総合的に評価した結果、特定非営利活動法人こうべユースネットを指定管理

者候補者として選定した。

8. 評価基準・評価結果

評価基準	配点	候補者
応募団体の概要	18	15.67
施設の管理運営に関する項目	36	22.00
サービス内容に関する項目	23	18.00
収支計画	23	19.67
現指定管理者への実績評価に基づく加算	10%	-
合計	100	75.34

9. 応募団体

特定非営利活動法人こうべユースネット

〔施設の概要〕

- (1) 設置目的 自然環境の中での野外活動及び集団生活を通じて青少年の健全な育成を図るとともに、野外活動の指導者の育成を図るため、神戸市立洞川教育キャンプ場を設置する。
(神戸市立洞川教育キャンプ場条例 第1条)
- (2) 所在地 神戸市北区山田町下谷上字中一里山4番地1
- (3) 規模構造 鉄骨造2階建 298.12㎡他 野外活動施設有り
- (4) 施設内容 管理棟、テント施設、厨房、炊事場、キャンプファイヤー場
- (5) 閉場日
- ・12月から翌年の2月までの間の月曜日
 - ・年末年始(12月29日から翌年の1月3日まで)
 - ・指定管理者が特に必要と認める時